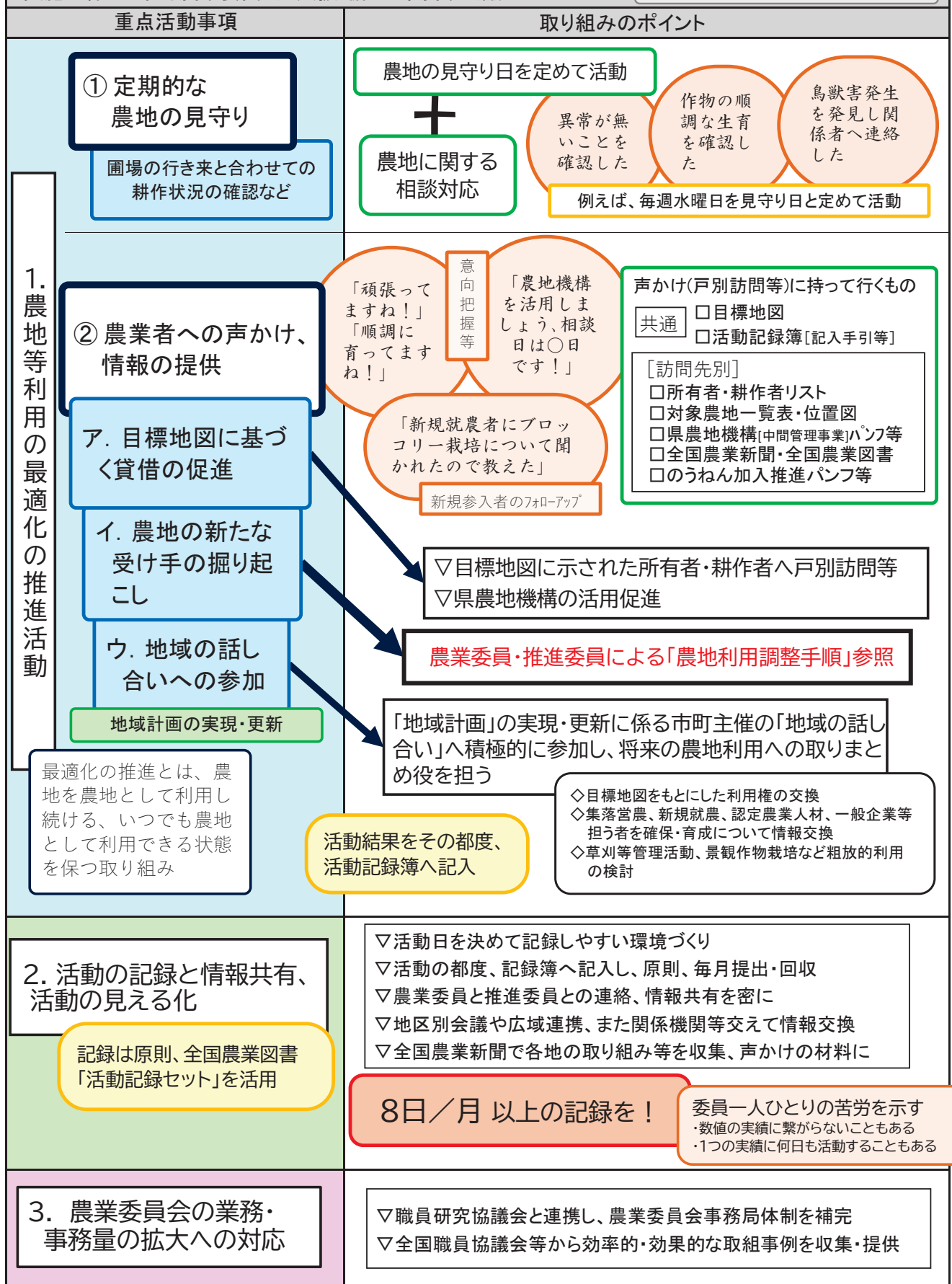


実施主体：16市町農業委員会 支援・協力：県農業会議

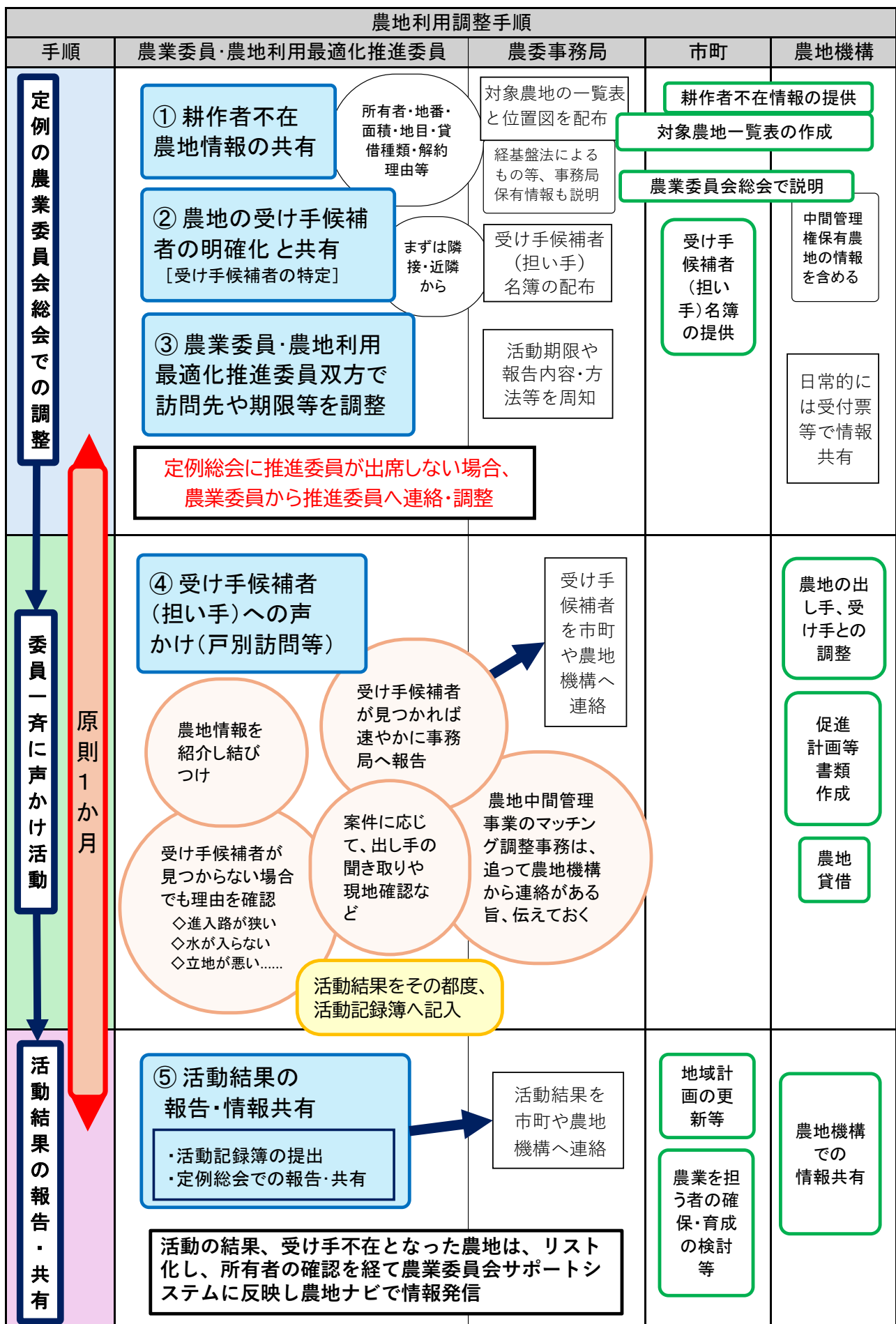
運動期間：令和7～9年度（3か年）



【県農業会議】組織運動の周知をはじめ農業委員会へ巡回支援等を強化し、重点活動事項が着実に実施され取り組みの効果が上がるよう活動を展開

第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動
農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用調整手順

地域計画内外で耕作者不在農地の新たな受け手(担い手)を掘り起こし、農地利用の最適化の実現へ



今後の農地等利用の最適化推進活動

「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領

～地域計画の実現・更新を軸に農地利用の継続のための最適化活動の展開～

令和 7 年 6 月 3 0 日
市 町 農 業 委 員 会
一般社団法人香川県農業会議
第 1 0 回 通 常 総 会

1. 趣旨（経過、現状と課題等）

平成28年4月に改正の「農業委員会等に関する法律（以下、農業委員会法）」が施行し、農地等の利用の最適化の推進業務（農業委員会法第6条第2項）が必須となり、農地利用最適化推進委員が新設等されて、令和7年度は10年目となる。

この組織運動は、農業委員会法第6条第2項業務を本県の農業・農村の実情を踏まえつつ具体的に展開する、いわば市町農業委員会と県農業会議の推進活動の羅針盤であり要である。

農業委員会系統組織としては、数多くの運動に取り組んできたが、平成11年7月制定の「食料・農業・農村基本法」を契機に、農業委員会系統組織運動として全国農業会議所は「地域農業再生運動」に取り組むことを決めた。本会議では、この全国運動の下で、地域に根ざした行動する農業委員（会）活動の一層の強化と成果の向上・積み重ねを重点方針に掲げ、平成12年度からの「かがわ地域農業づくり運動」に始まり、令和6年度までの「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」へと切れ目なく、本県版の運動を継続してきたところである。

前運動では、重点活動事項として、①今後の農地利用への意向調査、②意向調査結果の活用、③最適化活動の円滑な記録と情報共有の定着といった農地利用の最適化活動の推進と、農業委員会活動の一層の見える化、農業委員会の業務・事務量の拡大への対応を掲げ、その結果として、早期の意向調査への取り組みや農業委員会サポートシステムの積極的な活用等で、早期に目標地図の素案を作成して市町に提供し、目標地図の素案を集落等での話し合いで活用するとともに話し合いに出席し、令和6年度末に向けて各市町で進められた地域計画の策定に協力した。

また、県農業会議ホームページ全面リニューアルによる市町農業委員会活動の積極的な情報発信、また、農業委員会事務の負担軽減に努めてきたところである。

しかしながら、策定された地域計画に基づいた農地の貸借及び担い手への結びつけなど最適化活動への取組強化とその記録、発信は今後の課題となっている。

一方で、国においては、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」を昨年6月に四半世紀ぶりに改正し、食料安全保障の確保の観点から初動5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農林水産・食品分野の政策の再構築を進めていくとされ、本年4月に決定された「食料・農業・農村基本計画」のもとで食料自給率の向上のほか、人と農地の確保目標などを新たに設定して取り組むとしている。また、農地の総量確保と適正利用に向けて農地法制が見直しとなるなど、変わる政策・制度への対応も求められている。

県においては、県農政の基本指針となる、令和8年度からの次期「香川県農業・農村基本計画」の策定作業に着手している。令和6年度には多様な農業人材認定制度をスタートさせるなど人と農地の課題解決に向けて新たな措置も講じている。

現在の本県農業・農村は、全国に増して厳しい状況で、農業担い手は激減し、遊休農地も拡大し続けており、販売農家の減少（5年前から21.5%減）、基幹的農業従事者の高齢化（平均年齢71.3歳、全国67.8歳）、担い手への農地集積率33.9%（全国61.5%）の中で荒廃農地率21.4%（全国5.6%）など、本県農業の持続的な発展に向けて正念場を迎えていることは明らかである。

現下の農業委員会の最適化活動に関しては、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知（令和5年5月29日付け一部改正））に基づく農地利用最適化に係る活動の強化と記録等が求められている。農業委員会の業務と事務が拡大し続け、特に事務局職員の事務処理等への質・量の大幅な拡大に憂慮する事態でもあり、これらを十分に認識して進めていくことが重要である。

以上の組織運動の経過、本県の農業・農村の実情、農業委員会系統組織に求められる最適化活動、さらには新たな全国運動も踏まえ、前運動に引き続き、総花的かつ抽象的によりも具体的に取り組みを進め実績を積み重ねていくことが肝要であるとともに、各市町で策定された県内188の地域計画の実現・更新に向け、関係機関・団体と連携しての取り組みを継続していく視点を持つことが必要である。

よって、「第3次・かがわの農地利用最適化推進強化運動」として、具体的に取り組むための手引きの要素を取り入れ定める。なお、今回の組織運動の内容も、これまで同様に数市町農業委員会事務局事務局職員により検討を重ね取りまとめたもので、市町農業委員会とともに作り上げた県内での最適化活動に一斉に取り組む基盤の運動である。

2. 重点活動事項

組織運動の経過、農業・農村の現状や農業委員会への農地等利用の最適化推進の活動に係る要請等を踏まえ、効果的かつ円滑な実施を旨として、以下の活動に取り組む。

(1) 農地等利用の最適化の推進活動

① 定期的な農地の見守り

農業委員会で見守り日を定めての活動を実施

② 農業者等への声かけ、情報の提供

ア. 目標地図に基づく貸借の促進（所有者、耕作者への声かけ）

イ. 農地の新たな受け手の掘り起こし（受け手候補者への戸別訪問等）

ウ. 農地利用・地域農業への意識の醸成（地域の話し合いへの参加等）

(2) 最適化活動の円滑な記録と情報共有、委員活動の見える化

(3) 農業委員会の業務・事務量の拡大への対応

3. 重点活動の展開への認識

(1) 農地等利用の最適化の推進活動

① 農林水産省経営局長通知

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知（令和5年5月29日付け一部改正））に基づく農地利用最適化に係る活動の強化と記録等が必要である。

農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり1か月8日の最適化活動を目指す。

農地等の利用の最適化の推進とは？

①担い手への農地の集積・集約化活動、②遊休農地の発生防止・解消活動、③新規参入の促進活動＋その他の方法で、「**農地を農地として利用し続けること、いつでも農地として利用できる状態を保つ（維持）取り組み**」のことである。

具体的には、農地の見守りと農家への声かけ（戸別訪問、意向把握）を土台にした、農地の出し手と受け手の結びつけ活動、農地の受け手の掘り起こし（地区内外）、新規参入の受入情報の発信と支援活動等を行う。

② 地域計画への関与

地域計画の実現・更新にあたっては、県の指導のもと、市町を主体に農業委員会、土地改良区、JA等関係機関・団体が一層連携していく体制づくり及び農業委員会としての役割発揮が必要である。特に、新規就農者を含めた受け手の掘り起こし・結びつけの前段での情報共有が重要である。

目標地図は188パターンで策定されたが、①担い手等へ集積・集約された地図はその実現への取り組み、②耕作者の現状維持や、③耕作者の不在（今後検討等）とされた地図は地域での話し合いを重ね目標地図を更新していくことが必要となる。

<<<<農地利用の最適化推進活動に係る法令上の役割>>>>

農業委員会の法令上の位置づけ	法令上の概要
協議の場への参加 （基盤法第18条第1項）	市町村は、地域における農業の将来のあり方、農地の効率的、総合的な利用を図るための必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会、その他関係者による協議の場を設け、結果を取りまとめ、公表する。
目標地図の素案作成 （基盤法第20条第1項）	市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、農業委員会に対し、目標地図の素案を作成し、市町村に提出するよう求めるものとする。
意向の把握 （基盤法第20条第2項）	農業委員会は、農地所有者、耕作者の利用の意向やその他の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成する。
権利設定等の促進 （基盤法第21条第1項）	農業委員会は、地域計画の達成に資するよう地権者等に対して農地中間管理機構に利用権等の権利設定を行うことを積極的に促す。

(2) 最適化活動の円滑な記録と情報共有、活動の見える化

最適化活動の強化に取り組む中での課題等を情報共有するとともにその活動を対外的に見える化することが重要なことから、原則、全国農業図書（活動記録セット、活動記録簿記入の手引）を活用して、活動記録簿への記入の定着に取り組む必要がある。

農業委員・農地利用最適化推進委員 1 人当たり 1 か月 8 日の最適化活動の全部記録を目指す。（令和 5 年度 2.7 日／月）

また、最適化活動の情報の収集と活用、情報発信の観点から全国農業新聞の皆購読の達成を目指す。

(3) 農業委員会の業務・事務量の拡大への対応

農業委員会の業務・事務量が拡大する一方で事務局職員数の増員が厳しい状況で、事務局は日常の事務処理に追われ、本来の地域の実情に即した最適化活動の企画・立案等が難しいことから、効果的・効率的観点からの業務推進が必要である。

4. 運動の主体

16 市町農業委員会を実施主体に、県農業会議は運動に基づく取り組みが実践されるようキメ細かに支援・協力する。

なお、運動の推進にあたっては、行政、県農業協同組合、（公財）県農地機構等の関係機関・団体との連携強化に努め協力・支援を仰ぐ。

特に、地域計画の実現・更新が求められる中で、関係機関・団体との連携が一層重要となっていることに留意する。

5. 運動の期間

運動期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年とする。

6. 重点活動事項の進め方

(1) 農地利用の最適化活動の推進

① 定期的な農地の見守り

農業委員会総会で「農地の見守り日」を定めて活動を実施する。見守りに併せ農地に関する相談等に対応する。

〔農地の見守り日の設定例〕

例えば、毎週水曜日を見守り日と定め、次のとおり活動する。

- | | |
|---------|---|
| 第 1・3 週 | 日常の農作業のための自分のほ場の行き来と合わせて耕作状況を確認する。 |
| 第 2 週 | 担当地区全体の農地の利用状況を確認する。 |
| 第 4 週 | 委員同士の情報交換か、農業委員会事務局への報告・相談か、J A 等関係者から情報収集等を行う。 |

※ 記録簿には遊休農地の発生防止・解消活動の現地確認として、「異常がないことを確認した」、「作物の順調な生育を確認した」、「鳥獣害発生を発見し関係者へ連絡した」など記入。

② 農業者等への声かけ、情報の提供

農業者等への声かけ、情報の提供にあたっては、次の事項に留意し、ア．イ．ウの活動に取り組むものとする。

[声かけ(戸別訪問等)にあたっての留意事項]

- A. 例えば、「頑張っていますね」、「順調に生育していますね」、「県農地機構を活用しましょう、相談日は○日です」などと声かけするとともに、状況に応じて全国農業図書や全国農業新聞等を活用した情報提供等を行う。
- B. 新規就農者がいる場合、声かけだけに止まらず、定着に向けてのフォローアップ・相談活動を行う。例えば、「新規就農者にブロッコリー栽培について聞かれたので教えた」といったことを記録する。
- C. 声かけ(戸別訪問等)には相手に応じて、県農地機構の活用のほか、農業者年金の加入、全国農業新聞の購読などの推進のためのチラシ等を持参・配付する。

<声かけ(戸別訪問等)に持って行くもの>

共通	◇ 目標地図 ◇ 活動記録簿(タブレット、記入の手引き等含む)
訪問 先別	◇ 目標地図に示された所有者・耕作者リスト ◇ 耕作者不在対象農地の一覧表と位置図 ◇ 全国農業新聞、全国農業図書(農家相談の手引き等) ◇ 県農地機構(農地中間管理事業)パンフレット等 ◇ 農業者年金加入推進パンフレット等 ◇ 全国農業新聞普及推進パンフレット・購読申込書

ア. 目標地図に基づく貸借の促進

目標地図に示された所有者、耕作者に対して戸別訪問等により、県農地機構を通じた貸借を促進するなどの声かけ、情報提供を行う。

目標地図を持参して確認しながら進めるとともに、その声かけ等の結果を活動記録簿へ記入し、農業委員会事務局へ報告(提出)する。

イ. 農地の新たな受け手の掘り起こし

目標地図で現状維持や今後検討等とされた10年後の農地利用が見通せない地区が多く、耕作者が不在となる、あるいは不在となった農地情報を地域計画外を含め、収集・共有し、受け手候補者への戸別訪問等により農地の新たな受け手の掘り起こしを行う。

【別紙】

「農業委員・農地利用最適化推進委員による農地の利用調整手順」
参照

ウ. 農地利用・地域農業への意識の醸成

県内 188地区で策定された「地域計画」の実現・更新が各地区で進められることから、それに係る地域の話し合いが開かれる際には、引き続き参加して情報提供等を行う。

話し合いでは、出来る限り目標地図をもとにした農地の利用権の交換に向けた耕作者同士の意見交換などを促し、農地の集約化が図られるように努める。

また、農業を担う者を確保・育成していくことが何より重要であることから、集落営農組織の継続、新規就農者の定着、認定農業人材の確保など関係機関・団体等と連携・情報交換しながら進める。

特に、新規就農者を呼び込むための都会での就農相談会等への出展や、里親との連携などによる新規就農者へのフォローアップの相談活動への取り組みのほか、遊休農地発生防止のための草刈等管理活動や、農地保全のための景観作物栽培等粗放的利用などに留意して検討等行う。

(2) 最適化活動の円滑な記録と情報共有、委員活動の見える化

農業委員会総会で活動(目安)日・内容を設定して取り組むことで活動日を定着化させ、円滑に記録できるようにする。また、戸別訪問等声かけ活動の実施後、その日のうちに「どんなことをしたか、何があったか」を記録する。

記録は原則、全国農業図書(活動記録セット、活動記録簿記入の手引)を活用して、日常の活動をしっかり記録簿へ記入する。また、活動記録簿記入の例示表の活用を促進するなどにより、記録簿への記入の習慣づけを図る。また、活動記録月の翌月に提出・回収することを原則とする。

総会での決定事項は、速やかに農地利用最適化推進委員に連絡する。必要に応じて各農業委員会における地区連絡会議等を開催して情報共有に努める。

また、近隣市町との広域連携により、活動の機運醸成等を図ることも検討する。

活動内容は、農業委員会だよりや市町ホームページにより発信するとともに、県農業会議ホームページ等を活用した活動事例の紹介を行う。農業委員会だより発行等活動を含め多様な農業委員会活動の収集・提供活動を強化する。

なお、全農業委員・農地利用最適化推進委員が全国農業新聞を購読し、全国農業新聞を通じて最適化活動の情報を収集するとともに、声かけ活動等で活用し情報を発信する。

(3) 農業委員会の業務・事務量の拡大への対応

県農業委員会職員研究協議会と連携し、活動記録簿記入の例示表等の作成など事務の効率化等が図られるよう、現在の各市町農業委員会事務局体制を補完する。

また、全国農業委員会職員協議会等からの情報など、農業委員会業務の効率的・効果的な取組事例を収集・提供する。

7. 県農業会議の支援・協力

県農業会議は、本組織運動の重点活動事項が着実に実施され、その取り組みの効果が上がるよう以下の活動を展開する。

(1) 重点活動事項の促進と活動支援

① 組織運動の周知

本組織運動で取り組む目的と運動内容の浸透を図るため、農業委員・農地利用最適化推進委員への簡易版説明資料を作成する。

なお、運動初年度の令和7年度は、農政情報への掲載をはじめ各市町農業委員会との調整による総会等、また、市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会等で運動内容の周知に努める。

② 農業委員会への定期巡回

各市町農業委員会の事務局体制の下で組織運動が着実に実践されるよう16市町農業委員会を計画的かつ定期的に巡回し、組織運動の進捗状況や課題のほか農地利用の最適化活動の取組状況等の把握により、キメ細かな助言・支援・協力を実施する。

③ 県農業会議ホームページの定期更新

各市町農業委員会の多様な活動を収集し、県農業会議ホームページの定期更新により情報発信を強化する。

④ 農業委員会事務の支援・補助

農業委員会の業務・事務量の拡大に対し、市町農業委員会事務局職員の意見を踏まえつつ事務の支援・補助につき検討し可能な限り前向きに取り組む。

また、農業委員会サポートシステム、タブレット端末の操作等の相談・支援等を適宜対応する。

(2) 県内での新規就農者の確保・育成

国の地域おこし協力隊推進事業を活用し、香川県で就農を希望する者を年1名、県農業会議の臨時職員として雇用し、県内での円滑な就農・就業に向けて支援する。

【別紙】

農業委員・農地利用最適化推進委員による 農地の利用調整手順

令和7年6月30日
市町農業委員会
一般社団法人香川県農業会議
第10回通常総会

目標地図で現状維持や今後検討等とされた10年後の農地利用が見通せない地区が多く、耕作者が不在となる、あるいは不在となった農地情報を地域計画外を含め、収集・共有し、受け手候補者への戸別訪問等により農地の新たな受け手の掘り起こし活動を行い、農地利用の最適化の実現に向けて、以下の手順で取り組む。

1. 定例の農業委員会総会での調整

(1) 耕作者不在農地情報の収集・共有

農業委員・農地利用最適化推進委員は、受け手等耕作者が不在となる（なった）農地について、市町農林担当部局又は県農地機構（農地集積専門員）等から説明を受け、情報収集・共有する。

農業委員会事務局は、その際の資料として、対象農地の一覧表（農地中間管理事業の場合、県農地機構から提供の所有者・地番・面積・地目・希望する貸借の種類、解約理由等、それ以外は農業委員会サポートシステムからの出力データ）と位置図を配付する。また、農業委員会事務局での保有情報があれば併せて説明等を行う。

(2) 受け手候補者の確認

農業委員会事務局は、市町農林担当部局から受け手候補者名簿（担い手名簿）の提供を受け、全委員へ配付・周知する。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、耕作者不在農地の近隣の農業者を優先に考えつつ、各担当地区内での受け手候補者を確認する。

なお、農地移動適正化あっせん事業が必要な場合、農業委員会事務局において、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和45年1月12日 44農地B第 3712号農林事務次官、最終改正：令和5年3月30日 4経営第3245号）に基づく、受け手の候補者名簿を整理する。

(3) 活動期限等の確認

農業委員会事務局から活動する時期・期限、活動の報告内容・方法（活動記録簿の提出、電話・Eメール等での連絡）を周知する。

農業委員と農地利用最適化推進委員は双方で、訪問先や期限等を調整する。

定例総会に農地利用最適化推進委員が出席しない場合、農業委員から農地利用最適化推進委員へ連絡・調整するものとする。

2. 受け手候補者への戸別訪問等声かけ活動

農業委員と農地利用最適化推進委員は対象農地の一覧表と位置図を持参し、受け手候補者に対し戸別訪問等により、耕作者不在の貸したい農地の情報等を紹介し、結びつけを行う。

各案件の状況に応じて、農地の出し手の聞き取り・相談や、現地確認調査などを行いながら進める。

その際、受け手候補者が引き受けられない場合でも、意向把握として、引き受けられない理由、借りたい場所、受入条件などを聞いておくとともに、聞き取り内容を活動記録簿へ記入する。

また、農地中間管理事業のマッチング調整事務は、追って農地集積専門員から連絡がある旨、伝えておく。

なお、状況に応じて、出し手への声かけ・意向把握にも努める。

3. 活動結果の報告・情報共有

農業委員・農地利用最適化推進委員は、受け手候補者が見つかった場合、速やかに農業委員会事務局へ連絡する。

受け手候補者が見つからない場合を含め、農業委員（農地利用最適化推進委員）は、戸別訪問や声かけなどの活動結果を農業委員会事務局へ原則、翌月の農業委員会総会前までに報告する。

農業委員（農地利用最適化推進委員）等は、原則、翌月の農業委員会総会で戸別訪問や声かけなどの活動結果の報告・情報共有を行うとともに、今後の活動に向けて課題等を共有する。

農業委員会事務局は、活動結果を市町農林担当部局・県農地機構へ連絡する。

4. 活動の結果、受け手不在となった農地への対応

農業委員会事務局は、活動の結果、受け手不在となった農地をリスト化するとともに、所有者の確認を経て農業委員会サポートシステムに反映しeMAFF農地ナビで情報発信する。

また、必要に応じて農業委員・農地利用最適化推進委員による地区連絡会議等を開催し、地域外からの受け手の呼び込み対応のほか、粗放的利用を含め農地の適正利用に向け、今後の取り組み方策等を検討・意見交換する。

なお、受け手となる担い手の確保・育成（他市町からの参入等）の観点から、近隣市町農業委員会との連絡会議等を開催するなどして一層の連携を図るとともに、市町農林担当部局や県農地機構との情報交換を密にする。